

## 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限について

### 1 指示事項

浮きはえ縄漁業の制限

### 2 指示開始年

令和2年（第124回東京海区漁業調整委員会）

### 3 有効期間

6月1日～12月31日（毎年更新）

（令和5年6月1日～同年12月31日まで）

### 4 指示の目的

ひき縄漁業、トビウオ流し刺し網漁業、突棒漁業等との漁業調整のため

### 5 指示の対象者

漁業者（漁業種類：浮きはえ縄漁業）

### 6 対象魚種

主にマグロ、カジキ等

### 7 主たる内容

承認制の実施

### 8 指示の内容

- ① 令和5年6月1日から同年12月31日までの間、東京海区（伊豆諸島海域）において、「浮きはえ縄漁業」を行う場合には、委員会の承認を受けなければならない。
- ② 承認の対象となる船舶は、総トン数20トン未満の漁船。総トン数5トン以上20トン未満で承認できる船舶の上限は95隻以内、総トン数5トン未満で承認できる船舶の上限は4隻以内であり、各都県別の内訳が設定されている。
- ③ 操業に際しては、他の漁船がすでに操業している場合にそれを妨げないようにするための制限、夜間操業に際しての浮標灯の点灯、操業旗章の掲揚及び操業報告書の提出等が定められている。

## 東京漁調指示第4号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。

令和5年 月 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文

### （禁止操業）

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
  - (1) 令和5年6月1日から同年12月31日までの間の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から3海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業。ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域で操業する場合は、この限りでない。
  - (2) 総トン数20トン以上の船舶を使用する操業

### （承認操業）

- 2 総トン数20トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
  - (1) 承認の対象船舶者
    - ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認（6月1日から12月31日までの期間）を受け操業の水揚げした実績を有する船舶者であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めたもの
    - イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあっては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者
    - ウ 委員会が特に認めた船舶者
    - エ 試験研究機関の船舶
  - (2) 承認隻数
    - ア この漁業の承認できる総トン数5トン以上20トン未満の船舶の隻数の最高限度は95隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	22隻
-----	-----

静岡県	9隻
千葉県	50隻
<del>その他の県</del>	<del>10隻</del>
宮城県	2隻
和歌山県	4隻
高知県	3隻
<del>調整枠</del>	<del>10隻</del>

イ この漁業の承認できる総トン数5トン未満の船舶の隻数の最高限度は4隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

神奈川県	1隻
千葉県	3隻

(3) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 同一の漁業者が2隻以上の船舶について申請をした場合

エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

オ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

(操業方法等)

3 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

- (1) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも1海里以上の間隔をとること。
- (2) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。
- (3) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。
- (4) 漁具には少なくとも2箇所以上、船名を明記しなければならない。
- (5) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては20隻以内、その他の県の所属船にあつては5隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。
- (6) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、5に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。
- (7) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（1ワット27メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(操業協定等)

4 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければ

ばならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。

(1) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(2) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(3) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

5 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

6 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(1) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき

(2) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき

(3) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき

(操業実績報告書の提出義務)

7 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和6年1月31日までに、委員会  
が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

8 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

9 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会  
が定めるところによる。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、令和5年6月1日から同年12月31日までとする。

注) \_\_\_\_\_ 今回変更箇所